

第3回（令和2年11月20日）の主な意見

＜無形文化財・無形の民俗文化財の登録制度について＞

- ・時代の変化に応じて将来の指定文化財になり得る無形の文化財については、現行の指定・記録選択とは別に、登録基準をうまく定めることで、新たな登録制度を加えることで保存・活用を図ることができる。
- ・記録選択は、その時点での記録を作成するに過ぎず、その後、継承されない懸念が拭えない。登録制度を導入して、登録された文化財について、継続的な保存・活用のための措置を講じ、確実に継承されるような制度を期待したい。
- ・地方にとっては地域資源の掘り起こしは重要であり、中には現行の制度で対象にしにくいものが出てくることもある。国で登録されることで、地元にとっては保存・活用に向けて大きなモチベーションになる。
- ・地方としては、必ずしも直接的な支援でなくても、様々な措置が考えられるので、まずは地域の様々な文化財を上手く受け止めることに意味がある。
- ・食文化や地域のお祭りをきちんと国が文化財として価値付けることは、来日する外国人が日本の文化に触れる機会を提供し、インバウンド需要を喚起することにもつながるため非常に重要。今の日本にとっては、文化を上手く活用することが経済力強化のためにも必須。

＜生活文化等の保存・活用について＞

- ・無くなりそうなもの、継承が難しいもののうち、歴史上・芸術上の価値が認められるものを文化財として保護するのが、これまでの文化財保護行政。現在議論されている生活文化の中にはこれに当たらないものも含まれるが、これらを登録文化財の対象にするというのは、国が特定の対象にある種のお墨付きを与える意味を持ち、従来の文化財保護の在り方を大きく転換することになり、十分な議論が必要。
- ・生活文化は曖昧であり、何を意味しているかを確認しながら進める必要がある。実態調査は重要であるが、どういったところに網をかけるか、何をどう調査するのかを明確にする必要がある。例えば、全国的又は地域的の観点や、「ハレとケ」又は「特別と日常」の観点に留意しながら生活文化の総体を調査し、把握すると良い。
- ・書道は、江戸時代の寺子屋の時からずっと継続してきており、我々の生きる時代においても、それが日本の文化として確実に次世代に継承されるようにするために、文化財としてきちんと価値付け、保存・活用を図るべき。

- ・日本の現代アートへの評価が高まる一方で流出もあり、特にインバウンドのニーズが高いにも関わらず日本では代表的な作品が常設で鑑賞できない事態も生じている。登録への柔軟な定義を考えることで保存につながると考えるが、調査に当たっては、国内の専門家の意見に加え、国際的な評価を踏まえて、世界的な視点で考える必要がある。
- ・地方の美術館にとっては、評価の定まっていない現代アートを扱うことは難しい。税制等で個人のコレクターを支援していくことが適切ではないか。

<地方公共団体における登録制度について>

- ・地方公共団体が登録制度を設けることができることを、法律上に位置付けることで、地元にとっては、法的な根拠のある登録として箔付けにもなり、保護の意識が高まる。現状、登録制度を設けている地方公共団体は少なく、取組が進むのではないか。
- ・国の登録制度と、地方の登録制度をどのようにすみ分けていくか。地方の登録制度は、それぞれのニーズに応じて多様であり、それを国の登録制度が阻害しないようにする必要がある。例えば、広域にわたるものを対象にする、地方が登録制度を運用するのが困難な場合にそれを補完していくことなどが考えられる。